

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 令和2年国勢調査の対応方針

資料2

R2.7.7
統計局

本年10月1日を調査日とする国勢調査の実施を前提としつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の発生可能性を考慮し、及び予定より少ない員数の調査員で国勢調査を実施する場合に備えて、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

① 非接触の調査方法の導入

地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。調査の回答は、可能な限りインターネット回答を行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼する

② 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする

③ 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する

④ 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する

⑤ 審査期間の延長

市町村において行う調査票の審査期間を、地域の実情に応じて、最大2か月延長する

上記に伴い、国勢調査の結果の公表は、速報については令和3年6月に4か月延期し、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については令和3年11月までに公表）するものとする。

非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法（調査書類の配布や調査票の回収）により実施

※調査員の事務の簡略化にもつながる

調査書類の配布

本来は、世帯の方と面接・説明の上、調査回答を依頼するとともに、調査書類を配布



説明はインターホン越しに短く行い、郵便受け等を使って、世帯と面接せずに調査書類を配布



調査票の回収

インターネット回答の積極的な活用を推進するとともに、インターネット回答が難しい場合は調査員と接触しない郵送提出を広報啓発活動を通じて依頼



できる限り調査員と世帯の接触を避けていただくよう広報啓発活動を展開



調査書類の配布期間の延長

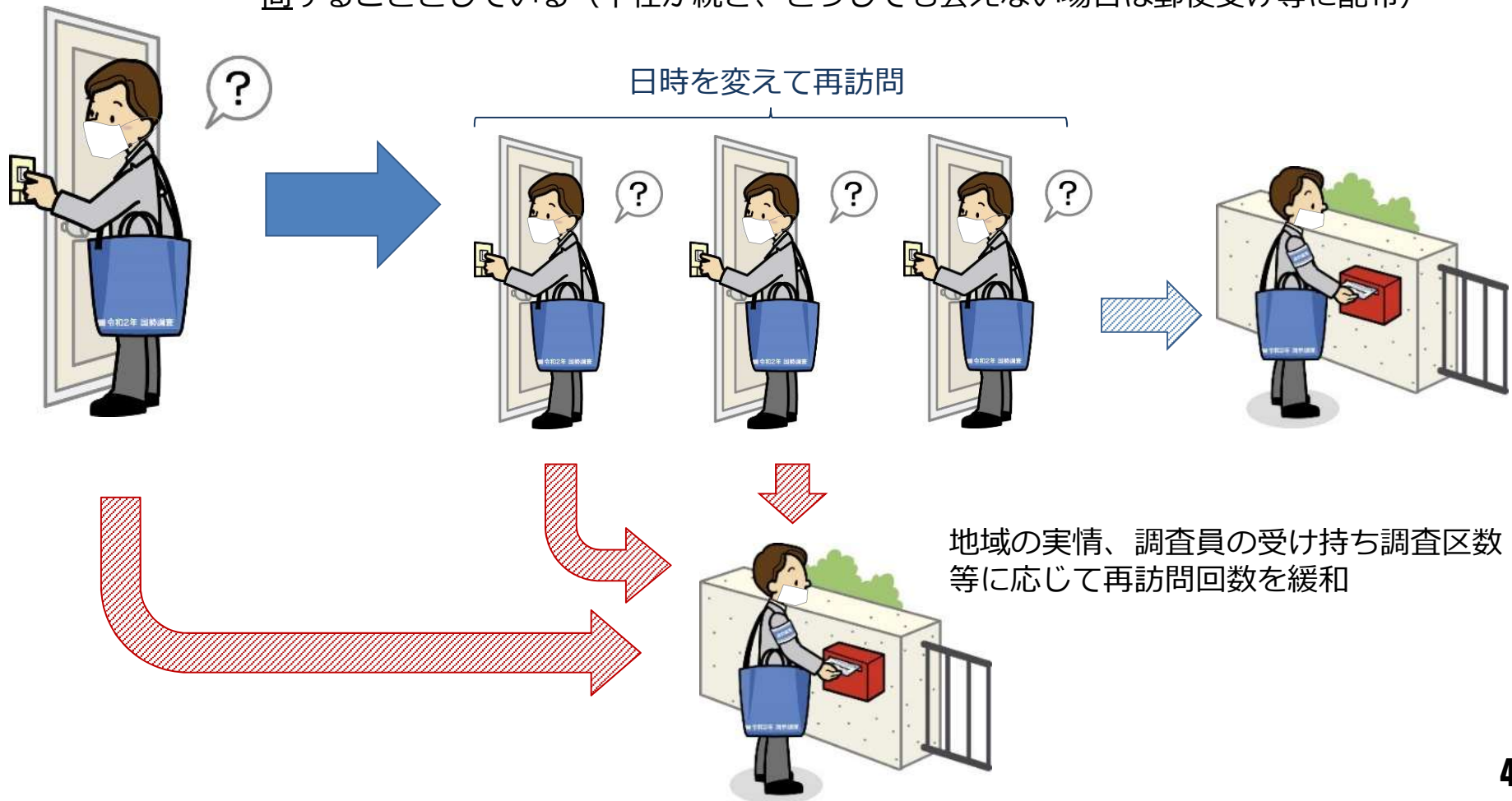
9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする。



不在世帯に対する再訪問回数の緩和

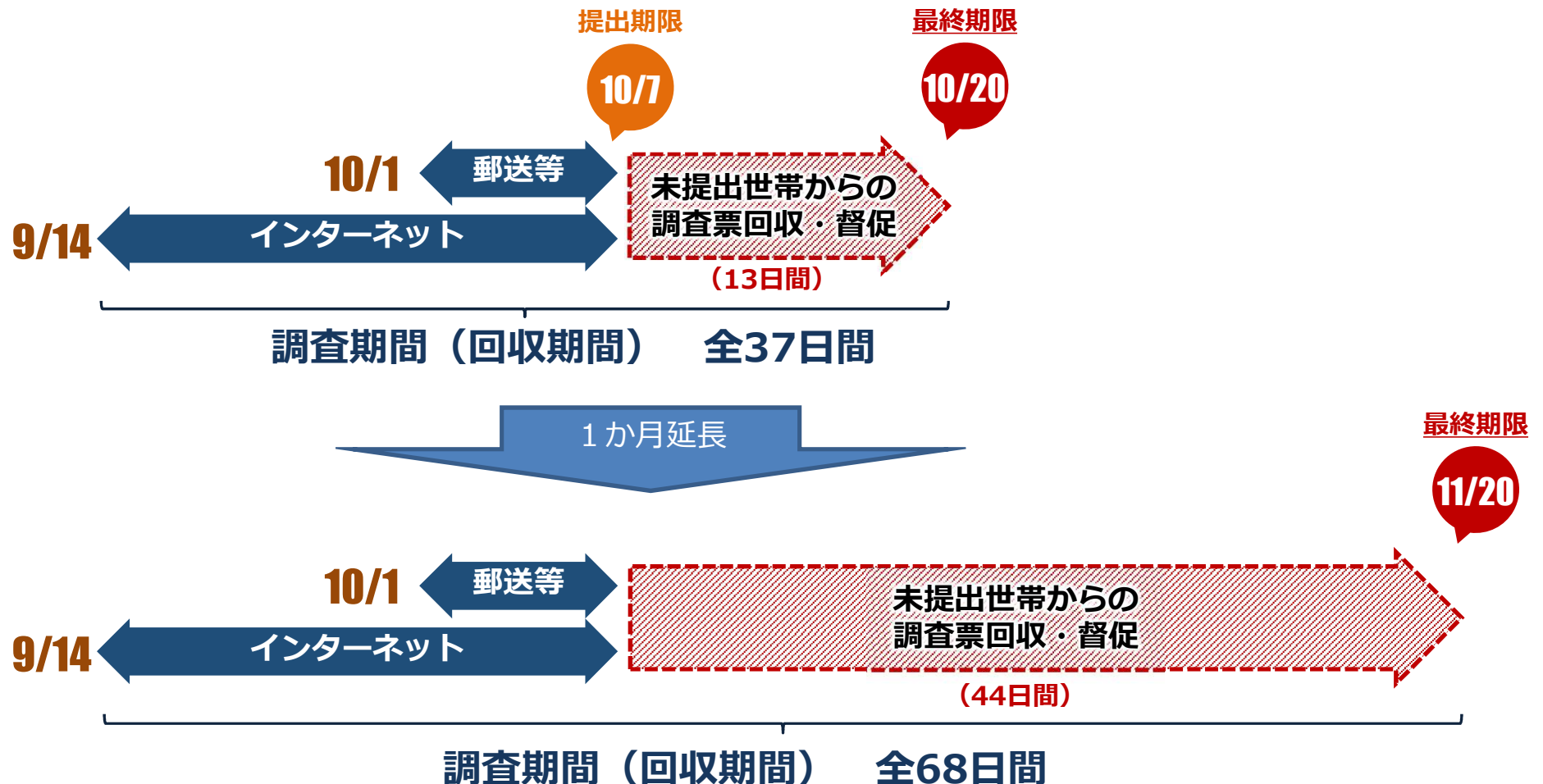
世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する。

調査書類の配布に当たり、不在の世帯があった場合は、日時を変え、少なくとも3回は訪問することとしている（不在が続き、どうしても会えない場合は郵便受け等に配布）



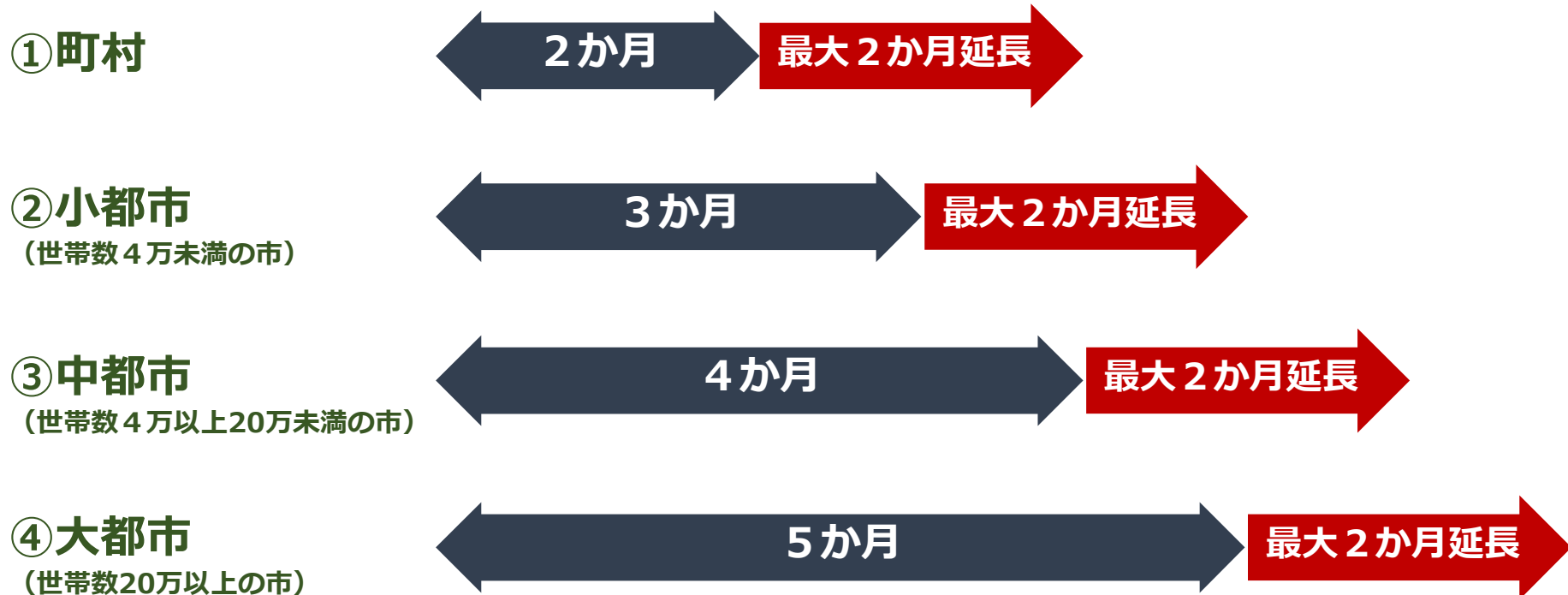
調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する。



審査期間の延長

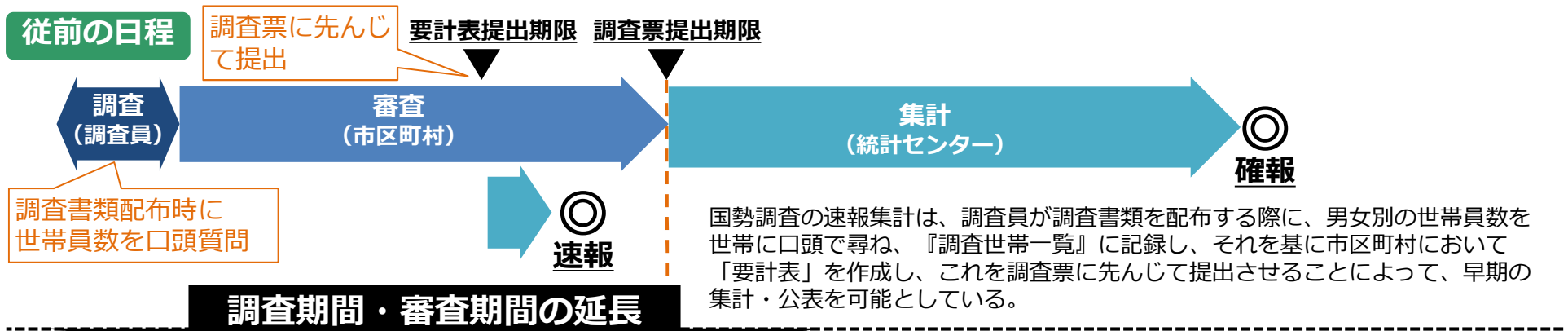
世帯が回答した調査票は、調査期間終了後、市区町村において審査を行うが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、審査体制の確保が厳しい状況。調査結果の精度に密接に関係する事務であり、統計の品質維持及び市区町村の事務負担軽減を図るため、審査期間を最大2か月延長



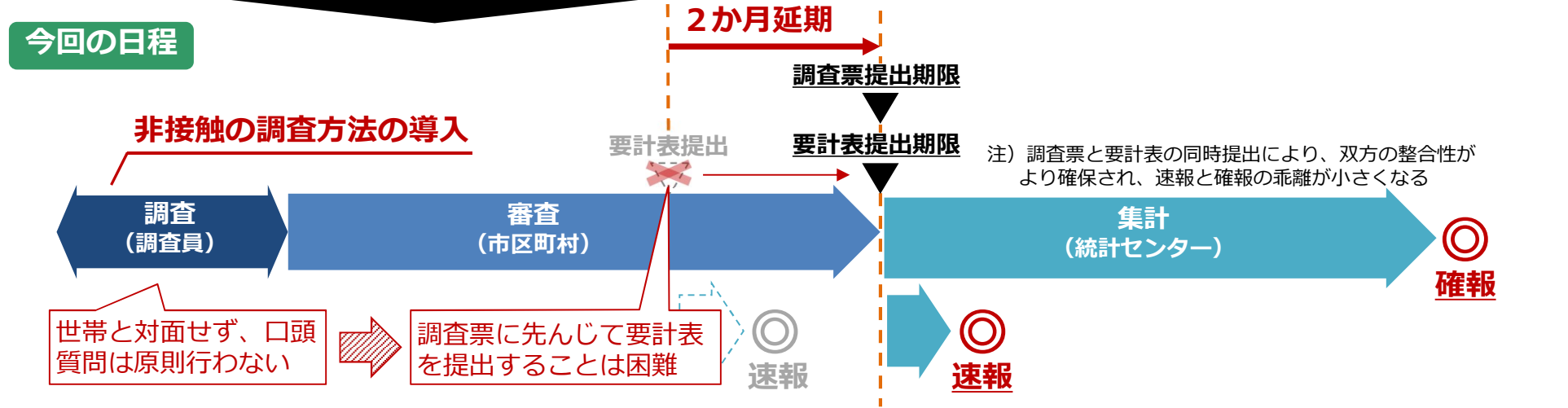
公表時期（人口速報・確報）の延期

調査票の回収期間及び審査期間の延長に伴い、市区町村からの最終の調査票提出期限を2か月延期するとともに、公表時期について速報を4か月、確報を最大2か月それぞれ延期する。

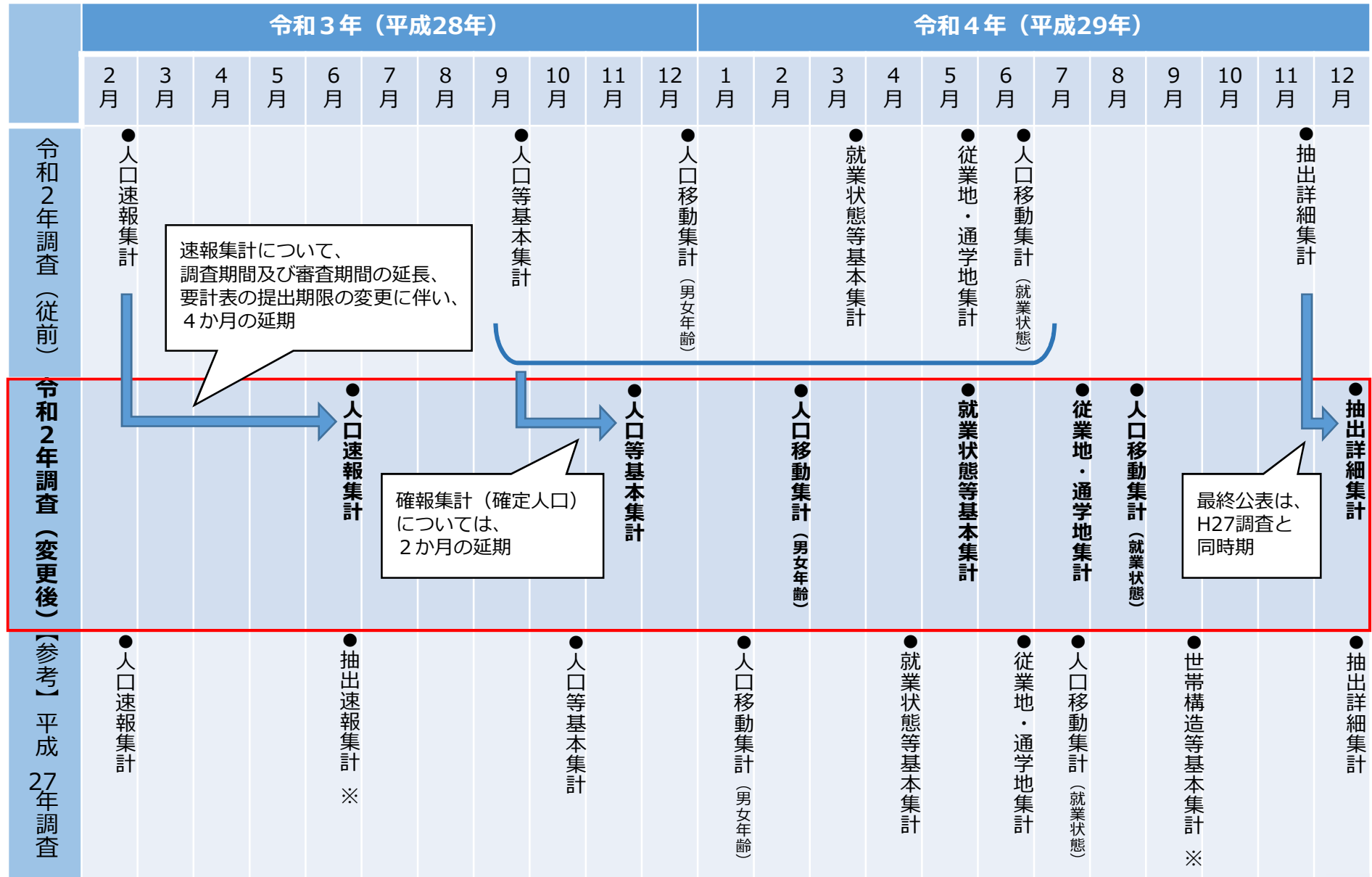
| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|



調査期間・審査期間の延長



令和2年国勢調査 公表スケジュールの変更



※ 令和2年調査では、廃止・他集計区分への振り分けにより集計しない